

支 払 基 金
平成 2 5 年 2 月 2 2 日

平成 2 4 年 4 月版歯科診療行為マスター
に係る廃止予定について

このことについて、平成 2 4 年 3 月 5 日付け厚生労働省告示第 7 7 号において、平成 2 5 年 4 月 1 日から適用することとされていたものについて、下記のとおり診療行為コードを廃止する予定ですのでお知らせします。

記

【廃止】平成 2 5 年 3 月 3 1 日付け廃止（平成 2 4 年厚生労働省告示第 7 7 号）

診療行為 コード	省略漢字名称	点数 識別	点数	区分
301711110	無菌治療室管理加算 1（経過措置）	3	3000	A220-00

以上